

学校給食費の無償化等について

教育総務課学校給食センター

1 概要

子育て支援の一環として、令和7年4月から学校給食費の無償化を開始します。

市立小・中・義務教育学校に通学する児童生徒の保護者の方に負担していただいている学校給食費を無償とするほか、食物アレルギー等により弁当を持参している児童生徒や、市内在住で私立学校等に通学する児童生徒の保護者の方に対しましても、対象となる方からの申請を受けて、特例給付金を支給します。

準要保護児童生徒就学援助及び生活保護（教育扶助）において学校給食費の給付を受け、既に無償になっている対象の方については、現在の制度の利用を優先します。

2 無償化・特例給付金の支給対象児童生徒の範囲

(1) 市立小・中・義務教育学校に在籍し学校給食を喫食→学校給食費を徴収しません。

※市外在住者や一部喫食しない場合（「一部弁当持参」）も含まれます。

(2) 市立小・中・義務教育学校に在籍し学校給食を喫食しない（全部弁当持参）→申請により特例給付金を支給します。

※食物アレルギー、宗教上の理由、家庭の方針等により給食を喫食せず、代替弁当を持参（全部弁当持参）している児童生徒の保護者の方を対象とします。

※学校給食としての牛乳のみの提供は実施しません。

(3) 日高市内から日高市立以外の学校に通学→申請により特例給付金を支給します。

※私立学校、市外公立学校、特別支援学校等（学校給食の実施は問いません）

3 無償化後も学校給食の徴収対象となる範囲

・教職員等、試食会参加の方、体験入学児童生徒の保護者の方等

4 今回の無償化・支援より優先する制度の対象となる方

- ・準要保護児童生徒就学援助を受給される方
- ・生活保護（教育扶助）を受給される方
- ・その他の制度による支援で無償となる方

5 今後の予定

令和7年3月～	関連例規の制定後、学校や保護者の方等に周知
4月～	学校給食費の無償化等を開始